

# ハワード・シティズンシップ・テストから ラッド・シティズンシップ・テストへ

——多文化社会オーストラリアのガバナンス——

関 根 政 美

はじめに

- 一 『オーストラリアの人々——オーストラリアの多文化政策』刊行と多文化主義復活？
  - 二 ウールコット委員会によるシティズンシップ・テストと教則本の見直し
  - 三 新旧シティズンシップ・テスト教則本の比較検討
  - (一) シティズンシップ・テストと教則本の改訂
  - (二) リベラル・シティズンシップと民主主義——多文化社会オーストラリアの発展
  - (三) リベラル・シティズンシップと登場人物の異同について
- おわりに

はじめに

二〇一一年二月一六日は、同年三月二二日のハーモニー・デイ (Harmony Day) の実施を公示する日 (kick off

day) であり、同日に行われるさまざまな記念行事を企画して積極的に参加するように、オーストラリア国民に呼びかける日であった。ハーモニー・デイはハワード (John Howard) 政権によって多文化社会オーストラリアの国民の共生と結束を促進するために、一九九九年より開始された多文化社会を祝う記念日である。ハーモニー・デイの実施の呼びかけを行うその日に、労働党連邦政府のクリス・バウエン (Chris Bowen) 移民大臣は、シドニー研究所 (The Sydney Institute) において、多文化主義の継続を宣言する演説を行った (Bowen, 2011)<sup>(1)</sup>。同時に、ギラード (Julia Gillard) 連邦首相署名入りの報告書『オーストラリアの人々——オーストラリアの多文化政策 (The People of Australia: Australia's Multicultural Policy)』が公表された。同報告書は、英語以外の六つの言語 (アラビア語、中国語 (簡体字)、デインカ語、ギリシャ語、イタリア語、ヴェトナム語) に翻訳され、同時に公表された (Department of Immigration and Citizenship: DIAC, 2011a)。

筆者は、ラッド (Kevin Rudd) 政権の誕生 (二〇〇七年十二月) から、ギラード首相がサインした『オーストラリアの人々——オーストラリアの多文化政策』刊行までのオーストラリア多文化主義 (Australian Multiculturalism) の動きを概観したいと思っているが、本稿は、そのうちハワード保守連合政権が二〇〇七年一月一日より導入したシティズンシップ・テストのために用意された教則本『オーストラリア市民権取得 (Becoming an Australian Citizen, DIAC, 2007)』に変わる新教則本『オーストラリア市民権——私たちの共通の絆 (Australian Citizenship: Our Common Bond, DIAC, 2008)』が登場する経緯をみると同時に、ラッド政権で登場した新しい教則本とハワード政権の旧教則本とを比較して、多文化社会・多文化主義を否定しようとするハワード首相に対して、多文化主義への復帰を逡巡しながらも (Slade, 2010: 16)、多文化社会であることを積極的に評価しようとしたラッド労働党政権の違いを明らかにしたい。

一 『オーストラリアの人々——オーストラリアの多文化政策』刊行と  
多文化主義復活？

以下の文章は、『オーストラリアの人々——オーストラリアの多文化政策』に対する、ギラード首相による「はしがき」である (DIAC, 2011a)。

オーストラリアは多文化国家 (a multicultural country) です。私たちはオーストラリア人なので、「すべてのオーストラリア人」のために喜び歌いたいと思います。

わが国の歴史は、この場所に住む私たちの物語です。オーストラリアは、数百万人に及ぶ人々に新しい家を提供し、よりよい生活を築くための機会を提供してきました。

私自身も移民です。私の家族もオーストラリアは新しい機会とコミュニティを提供してくれると確信して大いに喜びました。また、移民たちの子供には、多文化オーストラリアが様々な可能性を提供してくれたことを喜んでいます。

私は、自分の両親が中心になって、オーストラリアの市民になるか否かで家庭内論議をしていたことをよく覚えています。

そして、私たち家族は市民になることを選び、その後はオーストラリアに対して大いなる決意と熱意をもち愛情を注ぎ続けてまいりました。

オーストラリア政府による新しい多文化政策である『オーストラリアの人々』は、「オーストラリア多文化問題諮問委員会 (Australian Multicultural Advisory Council)」の貴重な活動に基づくものであり、同委員会に感謝いたします。

私は、『オーストラリアの人々』をオーストラリア国民に提供したいと思います。

ギラード首相による「はしがき」と、それに続くバウエン移民大臣と移民省政務次官ケイト・ランディ (Kate Lundy) 上院議員による「共同メッセージ」には、多文化主義という言葉は見当たらないが、本文冒頭に以下の文章をみることが出来る (DIAC, 2011a: 2)。

オーストラリア政府の、多文化オーストラリア (multicultural Australia) に対する支持は揺るぎないものです。オーストラリアの多文化的な社会構成は、私たちのアイデンティティの中核に位置するものです。そして、それは私たちの歴史や特質にとり基本的なものです。

多文化主義 (Multiculturalism) は、オーストラリアの国益の中核に位置するものであり、公正さ (fairness) と包摂性 (inclusion) により特色づけられるものです。それは、文化的、宗教的、言語的多様性を敬い、支援するものです。それは、オーストラリア国民が共有してきた経験や近隣地域の人々の多様性に関するものです。それは、文化的多様性 (cultural diversity) がもたらす利益や可能性に関するものです。

オーストラリアの多文化政策は、私たちの価値や文化的伝統を支持するものであると同時に、オーストラリアを我が家と呼ぶことを選んだ人々が、オーストラリア法の枠のなかで、自分たちの文化的伝統や言語を利用し、共有する自由を権利として認めています。

本書の本文では多文化政策 (multicultural policy) と多文化社会オーストラリア (multicultural Australia) の語は頻繁に使われているが、多文化主義という語は本文冒頭のここ以外には使われていない。しかし、オーストラリアの多文化主義が復活、再生されたとみてよい。実際、当日の ABC 放送とのインタビュー番組でバウエン移民大臣は、「多文化主義という言葉を使うことを恐れてはいません。その言葉がオーストラリアとその生活様式にとって意味することを誇りに思うし、それは取り消したり、拭い去ったりすることのできないわれわれの定義

の一部となっているものです。それなしにはわれわれの定義は貧困なものとなっていたでしょう…… (ABC 730 Report, 2011)」と強い言葉で多文化主義を支持している。そして、シドニー研究所での講演では以下のように主張している (Bowen, 2011)。

最近、世界で多文化主義は死んだとか、犯罪・テロ攻撃は多文化主義が生み出したものであると論じる風潮が強まっています。例えば、ドイツ連邦のアンゲラ・メルケル (Angela Merkel) 首相は最近、多文化主義はドイツでは「完全に失敗」したと宣言しましたが、それはドイツ中央銀行のメンバーの一人が多文化主義はドイツを滅ぼすといった内容の本を出版したことに対する応答であります。また、英国のデヴィッド・キャメロン (David Cameron) 首相による多文化主義批判はオーストラリアでも世界でも注目されました。世界では、とりわけ二〇〇一年九月二一日以降、「多文化主義は社会の結束を強めるのか、弱めるのか」という質疑が交わされることがますます多くなっています。オーストラリアもその例外ではありません。オーストラリアについていえば、私は今夜、疑いもなく多文化主義はオーストラリア社会の結束を強めてきたということをお話いたします。その点オーストラリアの多文化主義は、他の国のモデルとは異なるユニークなものだといってよいでしょう。

バウエン移民大臣が指摘するように近年では、政治家だけではなく研究者のなかでも多文化主義の終焉を論じるものは多くなっている。<sup>(2)</sup> そうしたなかでの勇氣ある発言だといってよいかもしれない。バウエン移民大臣はこの文章に続けて多文化主義や多文化政策の概要について論じることになるが、オーストラリアにおける多文化主義の復活は明らかである。しかし、多くのオーストラリア人にとってこれは青天の霹靂であった。

その理由は、筆者がこのところいくつかの論文で明らかにしてきたように、①王党派であるハワード首相率いる政権が多文化主義について公的に言及するのを嫌い、なるべく言及を避けてきたこと、②一九九〇年代後半の



ポーリン・ハンソン (Pauline Hanson) 下院議員による極右政党「ワン・ネイション党 (One Nation Party)」が登場し多文化主義批判が強まったこと、③ハワード政権がアフガニスタンからのボートピープルの増大に対して強硬な姿勢をとったことに対して国民の支持が高まったこと、④米国に対する同時多発テロ攻撃以後のイスラム系移民・難民への不安などが強まり、移民（とくに不法移民）と安全保障問題が強く意識されるようになったため、オーストラリアでも多文化性の強調より社会的結束 (social cohesion) が重視されはじめたこと、⑤二〇〇五年一月にはシドニー南のクロヌラ海岸でレバノン移民系若者とアングロ系若者との間のちょっとした諍いによる人種暴動が発生し、さらに国民の不安を強めたこと、などが原因で多文化主義の後退がみられたからである。クロヌラ騒動は、シドニーから他の都市メルボルンやパースなどにも広がった。この騒動の前月に起きたフランスの人種暴動に比べればささやかなものだったが、フランス暴動の影響のためか日本でも大きく報道された。オーストラリアでは国民の不安を掻き立てるものであった<sup>(3)</sup>。

こうした動きを受けてハワード政権がしたことは、二〇〇七年一月に、移民省の名称から多文化問題の文字を消し、その代わりにシティズンシップの文字を加えたことであり、その後、一〇月にシティズンシップ・テストを性急に導入したことである。また、シティズンシップ・テストおよびテストのための教則本『オーストラリア市民権取得 (旧教則本)』(DIAC, 2007) が同年に発行されているが、本書は試験開始までに準備が間に合わず、公表は一月にずれ込み批判を呼んだが、オーストラリア市民になるために知らなければならない重要項目の一覧のなかに多文化社会 (multicultural society) や多文化主義 (multiculturalism) への言及は全くない。オーストラリアが長年続けてきた多文化主義を知ることなくオーストラリア市民になれることが明らかになったのである。以上のような事態の進展をみた研究者のなかには、この年をもって、オーストラリア多文化主義は事実上停止・廃止されたと議論するものもできるようになった。筆者も政府が主張する公定 (公式) 多文化主義 (Formal or Offi-

cial Multi-culturalism) は終わるかもしれないが、現実的には多文化社会が継続するのであるから、日常的な近所付き合いレベルでの多文化主義的な相互交流や自治体レベルでの多文化政策を支える日常多文化主義 (Everyday Multiculturalism) は必要であると論じるようになったほどである (関根、二〇一〇b)。

多文化主義の終焉や変容が論じられるようになったのは多文化主義への速やかな回帰とシティズンシップ・テストの廃止を望んでいた人々の期待をラッド首相が裏切ったからである。二〇〇七年に二年ぶりに返り咲いた労働党ラッド政権は、二〇〇八年に一方でボートピープル (庇護希望者) への対応を緩やかにするとともに、先住民への強制里子政策に対する「謝罪」を議会で行うと同時に、シティズンシップ・テストの見直しのための委員会と、多文化主義の見直しを行うためのオーストラリア多文化問題諮問委員会の双方を立ち上げ、人々の期待を高めさせたのだが、結論はシティズンシップ・テストの継続であり、多文化政策、あるいは多文化主義の名称の復活の見送りであった。そして、一九九八年に導入されていた文化多様性と社会的結束を強調する多様性・社会的結束プログラム (Diversity and Social Cohesion programs) の継続であった<sup>(4)</sup>。

さらに、多文化主義の見直しに関する報告書が勧告とともに二〇一〇年四月に『オーストラリアの人々』(DIAC, 2010) として刊行されたものの、それに対する政府による応答がないままに、さらに二年間、より具体的な政策を検討するために諮問委員会を再任したという発表がなされただけであった (Bower, 2010)。その理由の説明も不十分であり、多文化主義に対する政府の立場をはっきりさせなかったのである。確かに、委員会報告刊行直後に起きたラッド首相人気低迷による指導権争いが六月に起き、ギラード新首相が誕生したこと (六月二四日)、さらに、ギラード首相は国民からの信任を受けるためとして総選挙を八月一九日に実施したものの、労働党および自由党・国民党連合とも過半数が取れず、選挙後二週間ほど政権樹立工作が続き、ようやく緑の党と無所属議員三人の支持を得て、労働党少数政権が九月になり成立したという状況であったことから、報告書への

応答どころではなかったであろう。しかし、報告書への政府応答がないことは多文化主義支持者を不安にさせるのには十分であった。

年が明けた二〇一一年二月一七日に、諮問委員会の勧告への応答 (DIAC, 2011b) と同時に『オーストラリアの人々——オーストラリアの多文化政策』の突然の公表となったのである。それはまさに青天の霹靂であった。

## 二 ウールコット委員会によるシティズンシップ・テストと教則本の見直し

ハワード政権によるシティズンシップ・テスト導入の経緯とテストおよびテストのための教則本の概要については、関根 (二〇一〇a) において扱った。シティズンシップ・テストは、当時のハワード政権による二〇〇六年九月のシティズンシップ・テスト導入の是非について問うデイスカッション・ペーパー (Discussion Paper: Australian Citizenship: Much More Than Ceremony: Consideration of the Merits of Introducing a Formal Citizenship Test) が当時の移民省政務次官アンドリュー・ロブ (Andrew Robb) 下院議員によって公表され、国民から多くの意見を公募することによって本格的な議論が開始された。ハワード首相がシティズンシップ・テスト導入の意思を表明しはじめたのは、二〇〇六年一月二五日のオーストラリア・デイ (建国記念日) のための演説 (Howard, 2006) のなかである、とされている。この演説には、二〇〇五年一二月のシドニー南のクロヌラ海外におけるレバノン系若者とアングロ系若者住民との間の些細な諍いから発生した人種暴動や、その直前のフランスで起きた人種暴動、あるいは同年七月のロンドンでの地下鉄自爆テロ事件などによって引き起こされた国民の不安を大いに利用しようという意図が明らかであった。ロンドン同時爆破事件 (London Bombings) は、二〇〇五年七月七日、現地時間午前八時五〇分頃、英国の首都ロンドンにおいて地下鉄内の三カ所がほぼ同時に攻撃され、その約



一時間後にバスが爆破され、五六人が死亡したテロ事件だが、オーストラリア国民に与えた衝撃は、二〇〇二年のバリ島自爆テロ攻撃と同じほどであったといわれている (Cox, 2010: 80)。

ハワード政府は、デイスカッション・ペーパー公表後二カ月で、国民からの意見募集を締め切り、二〇〇六年十二月にはシティズンシップ・テスト導入の意思を公式に表明し、二〇〇七年の五月に「オーストラリア・シティズンシップ法修正案 (シティズンシップ・テスト)」を議会に上程し、同年の九月には成立させ、一〇月一日より実施した。法案提出から実施までの期間が短い、シティズンシップ・テストの導入は、二〇〇六年三月に政権担当一〇周年を達成したものの、長期政権への嫌気が蔓延し人氣が低迷していたハワード政権の人氣回復への切り札として導入されたものである。オーストラリアでは経済グローバル化と世界各地からの移民受け入れの継続にともなう社会の多文化社会化を原因とした文化不安と、経済グローバル化による競争の強化にともなう生活・労働不安に加え、米国での九・一一同時多発テロ攻撃以後の安全保障不安が強まり、移民・難民 (庇護申請者) の大量受け入れへの不安が募っていた。その結果、国内の非英語系定住者への社会統合の手段として、シティズンシップ・テスト導入への支持は根強かったのである。<sup>(5)</sup> 導入は一月二四日の総選挙の直前であった (二〇〇七年の投票・支持動向については表1参照)。

シティズンシップ・テスト法の目的は前文に以下のように記されている (Commonwealth of Australia, 2007: Pre-amble)。

前文…オーストラリア議会は、オーストラリア・シティズンシップは、オーストラリア連邦内のコミュニティにおける完全かつ正式なメンバーシップを表すものであり、オーストラリア・シティズンシップは国民の多様性を敬うと同時に、国民を統合するための「共通のきずな (common bond)」であり国民相互の権利と義務に関わるものであることを

表 1 2007 年 9 月から 10 月の世論調査結果 (ニュースポール調査)

問い：もし本日総選挙が行われたとしたら、以下の政党のうち、どの政党に投票しますか、あるいはどの政党に投票する可能性が高いですか？

| 世論調査日                | 自由党    | 国民党   | 保守連合   | 労働党    | 緑の党   | その他   |
|----------------------|--------|-------|--------|--------|-------|-------|
| 2004年10月9日<br>総選挙結果  | 40.8 % | 5.9 % | 46.7 % | 37.6 % | 7.2 % | 8.5 % |
| 2007 年3月16-18 日      | 29     | 5     | 34     | 52     | 5     | 9     |
| 4月13-15 日            | 31     | 4     | 35     | 50     | 6     | 9     |
| 5月25-27 日            | 32     | 3     | 35     | 52     | 3     | 10    |
| 6月15-17 日            | 35     | 4     | 39     | 46     | 5     | 10    |
| 7月20-22 日            | 35     | 5     | 40     | 47     | 4     | 9     |
| 8月17-19 日            | 35     | 4     | 39     | 46     | 5     | 10    |
| 9月14-16 日            | 37     | 4     | 41     | 47     | 4     | 8     |
| 9月28-30 日            | 36     | 3     | 39     | 48     | 5     | 8     |
| 10月12-14 日           | 36     | 3     | 39     | 48     | 4     | 9     |
| 11月16-18 日           | 37     | 4     | 41     | 46     | 7     | 6     |
| 2007年11月24日<br>総選挙結果 | 36.6   | 5.5   | 42.1   | 43.3   | 7.8   | 6.8   |

注：支持政党なし(4%)、あるいは回答拒否(2%)の数字は除いた。  
引用：4/1907, 6/18/07, 7/7/07, 4/9/07, 15/10/07, 20/11/07: Federal voting intention and leaders ratings ([http://www.newspoll.com.au/image\\_uploads/1004%20Fed.pdf](http://www.newspoll.com.au/image_uploads/1004%20Fed.pdf)).

承認する。また、オーストラリア議会は、オーストラリアのシティズンシップを授与された国民は、権利を享受できるとともに、以下の義務を果たさなければならないことを承認する。

- (a) オーストラリアとその国民への忠誠を誓う。
- (b) 民主主義の信条を共有する。
- (c) 国民の権利と自由を尊重する。
- (d) オーストラリアの法律を支持し遵守する。

より具体的にテストされるのは以下の内容である (Woolcott, 2008: 8)。

- ① 市民権テスト受験のもつ意味を理解しているか。
- ② 英語に関する基礎的な知識をもっているか。
- ③ オーストラリアに関する知識をもち、

それらが適切なものかどうか、そしてシティズンシップ取得にともなう責任と特権についての知識をもっているか。

ハワード政権の導入したシティズンシップ・テストとテストのための教則本の内容については、拙稿（関根、二〇一〇a）で概観したのでここで再論はしないが、以下のような批判が加えられたこともあり、ラッド労働党政権は、政権復帰後に見直すことを予定していた。二〇〇八年四月に当時の移民大臣クリス・エヴァンス（Chris Evans）上院議員によって「シティズンシップ・テスト評価委員会（The Australian Citizenship Test Review Committee）」の創設が公表され、元外務貿易省事務次官経験者であり、ラッド首相とは外務貿易省の先輩・後輩関係にあったリチャード・ウールコット（Richard Woolcott, AC）が委員長に選ばれた。委員会は、四月から活動を開始し、公聴会を開催すると同時に、約七〇〇の組織・団体と個人に意見を求め、一七九件の意見書を受け付けた後、報告書作成に取りかかり、同年の八月に報告書を完成させて政府に提出している。その報告書は、以下の点を明らかにしたとする（Woolcott, 2008: 8）。

- ①シティズンシップそのものは高く評価され、国民国家形成において重要な鍵概念として認識されている。シティズンシップの獲得は政府によって督促および促進されるべきである。
- ②シティズンシップ・テストの目的は、市民になりたい個人が市民となる時に読む宣誓文書（the Citizenship Pledge of Commitment）に明示されている、市民としての責任をしっかりと意識しているかどうかを評価することにある。
- ③現行のテストは、受験者に対して脅迫的であるとともに、差別的でもあるので、欠陥をもつものである。根本的な

改善が必要である。

④ シティズンシップ法が求めるテストで使用する基礎的な英語とはどのようなものか、また、オーストラリアの市民となるために適切なオーストラリアに関する知識とは何か、そして、市民としての義務 (responsibilities) と特権 (privileges) についての定義が不明であり、テストの改良の前になければならないことがある。

⑤ シティズンシップを獲得したいと思う人々のなかには、一般教育を受けシティズンシップに対する知識を獲得する者もいるので、シティズンシップ・テスト以外でシティズンシップを獲得できる別のより良い選択肢を考えるべきである。

⑥ 難民や人道主義プログラムによって入国してきた人々や他の社会的弱者や障害者で、シティズンシップを獲得したいと思う人々のおかれた状況について明らかにすべきである。

⑦ 現行のテストでは秘密扱いされている問題と解答については、新しいテストの実施の際に公開すべきである。

⑧ テストの教則本 (資料集) の内容は、より適切で、明瞭に定義され、なおかつ問うべき価値のある情報に限定すべきである。

⑨ シティズンシップ・テストの教則本は、言語教育専門家によって基礎的英語に書き換える必要がある。

⑩ 市民教育やシティズンシップに関する政策やプログラムは、全政府的アプローチ (Whole-of-government approach) のもとで再編されなくてはならない。

委員会の結論は、早急にテストの改良が必要だというものであった。しかし、テストそのものを廃止することは求めている。この点について、初めからテストの存続ありきで作られた委員会であるとの批判もあったが、ラッド政権が、多文化主義の復活やシティズンシップ・テストの性急な廃止に対しては慎重な態度をとっただけでなく、シティズンシップ・テストの重要性を評価し、評価の目的はテストの内容についての見直しであった、ということを見ると当然の結果である (Møllering and Silaghi, 2010: 239-242)。しかし、この改良の必要性への提

言の背景には、シティズンシップ・テストの採用から半年の間にシティズンシップ取得希望者が減ったことと、シティズンシップ・テストに不合格となるケースが生まれたことにあった。

移民およびシティズンシップ省は、シティズンシップ・テスト受験者数および合格者数に関する監視調査を定期的にを行いウェブにおいて調査結果を公表することになっている (the Australian Citizenship Test Snapshot Report)。その最初の調査が二〇〇八年四月に委員会創設の公表に合わせて発表されている。その数字は委員会を不安にさせるものであった。委員会は、「シティズンシップ・テストが導入された二〇〇七年一月一日から翌年の三月三十一日までの半年間に、シティズンシップ獲得希望者が減っており、この傾向がそのまま続けは、シティズンシップ取得を促進したいという超党派の支持に基づくシティズンシップ・テストの導入は、目的を達成できなくなるだろう」として、以下の数字を挙げている (Woolcott, 2008: 9)。

- ① 二万五〇六七人 (出生国は、一七二カ国にわたる) の受験者中、合格者は二万三七八一名 (合格率は九四・九%、初回合格者あるいは複数回受験した者も含み受験回数平均は一・二回)。
- ② 熟練技術プログラム入国者は受験者中四六・一%を占め、合格率は九九% (二〇〇七年一月三十一日調査の結果九七%から上昇)。
- ③ 家族呼び寄せプログラム入国者は受験者中二二・四%を占め、合格率は九一% (二〇〇七年一月三十一日調査の結果九〇%から上昇)。
- ④ 人道主義プログラム入国者は受験者中一二・九%を占め合格率は八二% (二〇〇七年一月三十一日調査の結果八〇%から上昇)。
- ⑤ オーストラリア国籍を一度放棄した後に帰国した者で受験した者やニュージーランドから特別入国プログラムにて入国して受験した者は全体の一八・六%を占め、合格率は九九% (二〇〇七年一月三十一日調査の結果九七%か



ら上昇)。

⑥シティズンシップ・テスト受験者の多い上位一〇カ国は、多い順に英国、中国、インド、イラク、南アフリカ共和国、ニュージーランド、フィリピン、アフガニスタン、スリランカ、スーダンとなっている。

全体の合格率は九五%前後であり、一番悪い合格率を示すものは「難民受け入れプログラム」あるいは「人道主義プログラム」で入国した人々であり八二%である。熟練技術プログラムの合格率九九%、家族呼び寄せの九%に比べ特段に低いと委員会はみなしているが、この数字をどう読むかは党派の立場によって異なるであろう。こうした数字をもとにウールコット委員会はシティズンシップ・テストの改良が必要だとしたのである。これに対してラッド政権はどのように反応したのであるうか。

### 三 新旧シティズンシップ・テスト教則本の比較検討

#### (一) シティズンシップ・テストと教則本の改定

ウールコット委員会による報告書は、以下の項目にしたがって現行シティズンシップ・テストについて検証し、合計で三四個の勧告を提出している。

- ①シティズンシップ・テストの客観性 (objectivity)。
  - ②英語に関する基礎的な知識 (basic knowledge) とは何か。
  - ③オーストラリアについての基礎知識およびシティズンシップ取得にともなう責任と権利は明確に定義されているか
- (一)の項目のなかで必修試験部分 [mandatory questions] の内容と、合格基準点 [pass mark] の是非も問われて

いる)。

- ④ シティズンシップ取得方法の他の選択肢の可能性(全質問の公表の是非についても検討されている)。
- ⑤ シティズンシップ・テストの免除と勉学による取得の可能性について。
- ⑥ シティズンシップ・テスト受験への障害、あるいは行政の対応や資料の提供の良し悪しについて。
- ⑦ シティズンシップ・テストについての国民の周知度について(本項目において取得に積極的な国民と、そうでない国民がいることについて議論されている)。

三四個の勧告について政府がどのような反応をしたのか、いちいち検討する余裕はないが、大まかにみると以下になる。<sup>(6)</sup>まず、テストに使われた英語についての見直しは専門家を導入して行われ、より分かりやすいものになっている。例えば、英語はより読みやすいものになっているだけでなく、オーストラリア人が尊ぶ諸価値について、旧教則本では一覧表になっていたものを、民主主義の価値、自由の価値、平等の価値に分類して理解しやすくしている。さらに、全体に字数も増えて説明が詳しいものになっている(英語版で比較すると旧教則本A4版四六頁に対して、新教則本はA4版七一頁となっている)。また、客観性に関しては、歴史の記述や登場人物に政治的偏向がみられたとして、オーストラリアについての基礎知識(歴史や特筆すべき人物とその業績)の見直しが行われた。同時に、試験は「オーストラリアについての一般的な常識や知識のテストではない」ので、テストの対象となるものは、あくまでもシティズンシップについての基礎知識(取得により発生する権利や自由)とオーストラリアの議会制民主主義の基礎知識についてのみに絞られた。このことに関連して、新教則本では、シティズンシップ授与式で使われる「宣誓(the pledge)」がとくに重要視され、そこに書いてあるシティズンシップ取得にともなう権利と自由について教則本で解説することが大切であると指摘されている。宣誓の言葉は以下のとおりである。

今から将来にわたり、神の下に、\*

私はオーストラリアとその国民への忠誠を誓います。

オーストラリア国民の民主主義の信念を共有し

オーストラリア国民の権利と自由を尊重し

オーストラリアの法を守り、これに従います。

\* 「神の下に (under God)」という言葉を使うかどうかは個人で選択することができます。

教則本は、本書を読めば「宣誓の裏にある真の意味とオーストラリア社会におけるあなたの役割を高めるにはどうすれば良いかについて十分に理解することが出来」とし、教則本の目的が明示されている（『新教則本日本語版』三頁）。さらに新教則本では、テスト対象セクションと非対象セクションが明確に区別されている（表2、新旧両教則本の目次の比較を参照）。

試験対象セクションには、市民権テストに合格するために知っておく必要のある情報が含まれる。それらはすべて教則本の最初の三つのパートに掲載されている。「オーストラリアとその国民」、「オーストラリアにおける民主主義の信念、権利、自由」、「オーストラリアの政治と法律」についての基礎知識が問われると明示されている。そして、「市民権テストの質問に回答するためには、試験対象セクションの情報を学んで理解しておく必要がある」と注意を喚起している。また試験対象外セクションについては、「オーストラリアの歴史と文化を理解するために役立つ重要な情報が掲載されているとした上で、これらの情報は試験では出題されない」と明示されている。新しい教則本では、試験対象および試験対象外それぞれのセクションの末尾に、必要用語とその意味をまとめた用語集が掲載され、準備勉強をしやすくしている。「権利と責任」、「具体的に問われる重要な価値」は

**表 2 新旧両教則本の目次の比較**

| 旧教則本目次                                                                         | 新教則本目次                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| はじめに                                                                           | あなたへのメッセージ                              |
|                                                                                | 試験対象セクション                               |
| パート1—オーストラリア人であることは何を意味しますか<br>オーストラリア国民の責任及び権利と恩恵<br>オーストラリアの価値               | パート1— オーストラリアとその国民                      |
| パート2— 私たちの国土、私たちの国<br>オーストラリアの紹介<br>今日のオーストラリア人<br>オーストラリアの国名と象徴<br>オーストラリアの歴史 | パート2— オーストラリアにおける民主主義の信念、権利、自由          |
| パート3— この国の政治<br>オーストラリアの政治<br>オーストラリア憲法<br>政府のレベル<br>選挙で選ばれたあなたの代表者            | パート3— オーストラリアの政治と法律                     |
|                                                                                | 試験対象セクションの用語集                           |
| パート4— 市民権の申請<br>オーストラリア市民権取得                                                   | 練習問題                                    |
| 本書の利用方法                                                                        | 試験対象外セクション                              |
| 問題例                                                                            | パート 4— 今日のオーストラリア<br>パート 5— オーストラリアの道のり |
|                                                                                | 試験対象外セクションの用語集                          |
|                                                                                | 詳細情報                                    |
|                                                                                | 謝辞                                      |

注：項目は新教則本での登場順序に従い、旧教則本の項目は並べ替えてある。

それぞれ表 3 と表 4 にまとめておいたので参照してほしい。

しかし、採用されていない勧告もある。それは、全二〇〇問あるとされている試験問題を全部公開せよというものである。試験の全貌を公開するとテストにならないとするラッド政権の主張のもと非公開のままである。この勧告は、受験者の便宜を図るというだけではなく、全問題を公開して国民がその内容について十分検討・審査できる機会を与えるべきだとの批判を受けたものである。ハワード政権によるテスト導入の際に大いに批判された点である。ハワード政権は議論や批判を避けるために故意に秘密主義を通したと批判されている（教則本の刊行をテスト開始後にしたのも故意にしたことだとも疑われている）。この結果、民主主義を標榜するオーストラリアの政府が、非民主主義的な手続きを採用してシティズンシップ・テストを導入したのは甚だおかしいとの批判も生まれたほどである。<sup>(7)</sup>

また、テスト免除規定が少ないために、不利になる人が多くなるので、免除規定を拡大せよという勧告も無視されている。ラッド政権は、免除規定を拡大するとテストの効果がなくなるとして反対している。さらに、シティズンシップの取得が、生まれとテストによる取得だけでは厳しすぎるので、一定の教育を受けたことが証明できれば免除するという「勉強によるシティズンシップ取得 (earned citizenship)」の可能性を考えよという勧告も無視されている。そして、コンピュータの前に座るテスト以外の方法として、筆記試験あるいはインタビューによる試験の可能性も考えるべきだという勧告も無視されている。ラッド政権としては、ラッド労働党の選挙公約でもあり、社会的・文化的マイノリティを援助する必要性を唱えた「社会的包摂戦略」を掲げて選挙に勝った建前上、受け入れたい勧告であったはずだが、導入したばかりのテストに様々な免除や別の選択肢や多様な試験方法を導入するのは、テストの厳格性とシティズンシップ取得の重要性和政府の決意が曖昧になり、その正統性が失われるとの判断から、ハワード政権のテスト条件を踏襲したといつてよい。<sup>(8)</sup>



**表 3 権利と責任 (義務) についての新旧教則本の内容比較**

| 旧教則本                                                 | 新教則本                                                 |
|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 権利と恩恵                                                | 責任 — あなたがオーストラリアに与えるもの(オーストラリア市民としてあなたは以下を行う義務があります) |
| 投票                                                   | 法を遵守する                                               |
| 議員に立候補                                               | 連邦および州またはテリトリーの選挙とレファレンダムで投票する                       |
| パスポート申請とオーストラリアへの帰国の自由                               | 必要が生じた際はオーストラリアの防衛に携わる                               |
| 海外で生まれた自分の子供をオーストラリア人の子供であることを理由にオーストラリア国民として登録      | 要請があった場合には陪審員を務める                                    |
| 在外中はオーストラリア大使館および領事館に対し全面的援助を求めることができる               |                                                      |
| 責任                                                   | 権利 — オーストラリアがあなたに与えるもの                               |
| オーストラリア防衛軍やオーストラリア公務員として広範な雇用機会を求めることができる            | 連邦および州または特別地域の選挙とレファレンダムで投票する                        |
| 連邦、州・特別地域の選挙およびレファレンダムで投票                            | 国家公務やオーストラリア防衛軍の職に応募する                               |
| 要請があった場合には陪審員を務める                                    | 議員に立候補する                                             |
| 必要が生じた場合にはオーストラリアを防衛する(オーストラリアで生まれた国民と同じ権利と例外規定を受ける) | オーストラリアのパスポートを申請し、自由にオーストラリアに再入国する                   |
|                                                      | 海外にいる間、オーストラリアの政府職員から援助を受ける                          |
|                                                      | 海外で生まれた自分の子供を血統によりオーストラリア市民として登録する                   |

注：項目は新教則本での登場順序に従い、旧教則本の項目は並べ替えてある。

表 4 新旧教則本の重要価値 (オーストラリア的価値とオーストラリアの価値)

|                                                                                                       |                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| オーストラリア市民権取得                                                                                          | オーストラリア市民権 (共通の絆)                                                                                  |
|                                                                                                       | オーストラリアにおける民主主義の信念<br>our democratic beliefs                                                       |
| ⑤議会制民主主義と法の支配<br>support for parliamentary<br>democracy and the rule of law                           | ①議会民主主義<br>parliamentary democracy                                                                 |
|                                                                                                       | ②法の支配<br>rule of law                                                                               |
| ⑨平和的であること<br>peacefulness                                                                             | ③平和な暮らし<br>living peacefully                                                                       |
| ①個人の価値の平等の尊重、個人の尊厳<br>と自由の尊重<br>respect for the equal worth, dignity<br>and freedom of the individual | ④出身にかかわらず全ての個人を尊重<br>respect for all individuals regardless of<br>background<br>(メイトシップmateship精神) |
| ⑩寛容、相互尊重、困っている人への思いやり<br>tolerance, mutual respect and<br>compassion for those in need                | ⑤困っている人への思いやり<br>compassion for those in need                                                      |
|                                                                                                       | 私たちの自由 our freedoms                                                                                |
| ②言論の自由<br>freedom of speech                                                                           | ⑥言論の自由および表現の自由<br>freedom of speech and freedom of<br>expression                                   |
| ④結社の自由<br>freedom of association                                                                      | ⑦結社の自由<br>freedom of association                                                                   |
| ③宗教の自由と世俗的政府<br>freedom of religion and secular<br>government                                         | ⑧宗教の自由と世俗的政府<br>freedom of religion and secular<br>government                                      |
|                                                                                                       | 私たちの平等 our equalities                                                                              |
| ⑦男女平等<br>equality of men and women                                                                    | ⑨オーストラリアでの平等<br>equality in Australia                                                              |
| ⑧機会の平等<br>equality of opportunity                                                                     | ⑩男女平等<br>equality of men and women                                                                 |
| ⑥法の下での平等<br>equality under the law                                                                    | ⑪フェア・ゴー (公正)<br>fair go                                                                            |

注：項目は新教則本での登場順序に従い、旧教則本の項目は並べ替えてある。

勧告の採否については、このくらいにしておくとして、テストと教則本の内容がエスニック・オーストラリア的なものからリベラルなものになったということは評価できるであろう (Möller and Silaghi, 2010: 250-253)。ハワード政権の準備した教則本とラッド政権の教則本を比較して気がつくことは、まず、旧教則本『オーストラリア市民権取得』において「オーストラリア的価値」あるいは「オーストラリアの価値 (Australian Values)」とやっていた重要な価値項目が、新教則本では「オーストラリアにおける民主主義的な信念、権利、自由 (Australia's democratic beliefs, rights and liberties)」となっていることである。これは、本来、啓蒙主義に由来し普遍的な価値項目をオーストラリア的な特殊で固有なものであるかのように主張する傾向の強かったハワード首相やアンドリュー・ロブ移民文化問題省政務次官への批判を受けたものである (Tate, 2009: 113-117)。なお、オーストラリア的価値という言葉聞いて思い浮かべるのは、当初は単に「多文化主義」と呼ばれていた多文化主義が、いつの間にかハワード政権のもとで「オーストラリア多文化主義 (Australian Multiculturalism)」へと変更されるようになっていたことである。それは、英国系オーストラリア人の価値観が中心となった多文化主義という意味でハワード首相が使用し始めたからだとされているが (Fozdar and Spittles, 2009: 498)、ハワード首相はオーストラリアの伝統・価値・英語・キリスト教などの伝統を強調する傾向が強かったからである。<sup>(9)</sup>

新教則本では、「出身にかかわらず全ての個人を尊重」するという価値を「メイトシップ (mateship)」という精神であると説明し、オーストラリア的表現を利用して「私たちの平等」項目において、機会の平等を「フェア・ゴー (fair go)」と表現しているが、オーストラリア的価値という形容を避けていることが分かる。メイトシップはオーストラリア英語ではメイトシップと聞こえるが、それは以下のように説明されている。

これは困っている時にお互いに助け合うという精神を意味します。mate (仲間) は友人であることが多いのですが、

見ず知らずの人であることもあります。mate は年老いた隣人に食事を運んだり、友人を医者に連れていたり、孤独な人を訪れたりします。このメイトシップの精神により、多くの個人やグループがコミュニティでのボランティアの仕事を通じて他者に援助を提供しています。あなたもボランティアとなることが出来ます。ボランティアとして働くことにより大きな満足感を得られるばかりでなく、知識を分かち合ったり、新たなスキルを学んだり、オーストラリア社会への帰属意識を高めたりするための素晴らしい機会でもあります。オーストラリアの政府も、社会保障やその他のサービスを通じて援助を必要とするオーストラリア人に支援を提供しています(『新教則本日本語版』一七頁)。

また、この重要価値項目は、ハワード政権の教則本ではパート1に掲げられオーストラリア的価値として説明されていたが、新教則本では、パート2におかれて普遍主義的な価値を尊ぶのがオーストラリア人であると論じており、普遍的価値の特殊化を避けている。ハワード首相は、普遍的価値のオーストラリア化を進めることにより、オーストラリアがキリスト教に基づく英国・ヨーロッパ的価値観の正統な継承者であり、かつ「アングロ・サクソンので英国的なオーストラリアを強調」し、オーストラリアの英国的伝統の再強調を狙っていたと指摘されているが(Tate, 2009: 110-113; Johnson 2002; 2007)、実際、オーストラリアの英国的性格について旧教則本では以下のように論じられている。

イギリスの一部というオーストラリアのアイデンティティに疑問を投げかけたのは、第二次世界大戦でした。イギリス帝国は日本に対してオーストラリアを守ることができず、オーストラリア政府はアメリカに援助を求めました。戦後は人口を増やすためにオーストラリアはイギリスだけでなく、ヨーロッパ諸国からも移民を受け入れるための大規模なプログラムを実施しました。一九五一年にはアメリカとアンザス条約が結ばれました。ただし、イギリス自身が一九六〇年代にヨーロッパ連合参加を求めることで、イギリス連邦宗主国の地位を捨てるまでは、オーストラリアのイギリス

人としてのアイデンティティは消えませんでした……（中略）……。イギリスの影響はオーストラリアの制度、その価値の多くや、もちろん共通の言語である英語に残っています。イギリスとの正式な結びつきは時の経過とともに薄れましたが、女王は今でもオーストラリア総理大臣の助言に従って総督の任命を行います。オーストラリアを共和国にしようとする試みは一九九九年に失敗に終わりました」（『旧教則本日本語版』三〇頁）。

要するに、旧教則本では、普遍的なシティズンシップの価値をオーストラリア的価値と冒頭で印象付けた後、オーストラリアの地理や歴史の記述を続け、シティズンシップが強調する諸価値は、オーストラリアの生活と歴史のなかから生まれてきた特殊で特別な価値であるかのように論じられ、その後、現代の法律と政治制度や国家の様々なシンボルが説明され、最後にシティズンシップ申請資格や、テスト受験方法が説明されるという組み立てになっている。

目次から想定されるのは、オーストラリア的価値をオーストラリアの歴史の中から生まれたかのように印象付けるために、オーストラリアの歴史は民主主義国家への歩みであったことを強調しようとし、その結果として現在の民主主義的な法制度政治制度があるという、エスニックなオーストラリア・ナショナリズムに基づいた主張が意図されているということである。ラッド政権はウルコット委員会の指摘を受けて変更し、政治制度・法制度、国家シンボルの象徴やシティズンシップのもたらす価値や責任、特権について最初に述べ、それをテスト対象セクションとしてくくった後、オーストラリアの生活、特筆すべき人物、歴史を別に議論することにしたのである。このことにより、シティズンシップ・テストはあくまでも、公的で普遍的な市民的価値のみを対象としており、オーストラリアについての基礎知識の習得を強制し、同化を求めることではないという意味を明らかにしたのである。



採用されなかった勧告も多いが、テストと教則本の内容が、ハワード政権によるものに比べて、よりリベラルなものになったという点を評価できるであろう。ハワード政権の導入したテストや教則本の内容に対しては、オーストラリア関連知識を覚えさせること、例えば、メルボルンカップで有名な馬の名前や、クリケット選手として有名な伝説的な人物を中心に、スポーツ選手に偏った登場人物について知ることとシティズンシップを取得することに何の関連性があるのか、という批判にさらされていた。また、普遍的価値をオーストラリア的で特殊な価値観として強制しようとしたハワード首相とその政権は、結局はオーストラリアへの同化を強制するものであるという批判があった。そうした批判に対応し、テスト内容をシティズンシップにまつわる権利と自由、責任と義務の内容に論点を絞り込むことにより、リベラルなものになったといえよう。<sup>(10)</sup>

## (二) リベラル・シティズンシップと民主主義——多文化社会オーストラリアの発展

見直しの勧告に基づいて、新しいシティズンシップ・テストや新教則本の内容がよりリベラルなものになり、ラッド政権のナショナリズムがよりリベラルなオーストラリアのナショナリズムに基づいたものであることが明らかになった。そのことにより、旧テストや教則本では避けられていた、多文化主義、多文化社会の語が試験対象セクションや非試験対象セクションにしばしば顔をだすようになった。その最初は、パート1、九頁冒頭文書である（以下の引用の強調は筆者による）。

### オーストラリアとその国民

市民権のセレモニーにおいてあなたは、オーストラリアとその国民への忠誠を誓います。よって先住民の歴史を含めオーストラリアの社会とその人々について理解していることが重要となります。加えてオーストラリアが英国の植民地

としてのおぼつかない始まりからいかにして今日の安定かつ繁栄した多文化国家 (successful multicultural nation) に発展したかを理解することも重要です。本セクションでは私たちの歴史に貢献した出来事の一部について紹介しています。オーストラリアの州やテリトリー (特別地域) についての情報、加えて私たちが誇りを持ってオーストラリア特有とみなす伝統や象徴に関する情報も掲載しています。

本セクションでは、先住民族の説明の後、英国系流刑者・移民の流入、ゴールドラッシュ以後の中国人の流入、第一次世界大戦後の人口減少、第二次世界大戦後の大量移民受け入れについて論じられ、オーストラリアが首尾一貫して移民国であり、最後に文化的に多様な社会になったことが強調される。次に多文化社会が登場するのはパート2「宗教の自由と非宗教政権」に関する説明である。

オーストラリアにはユダヤ・キリスト教の伝統があり、オーストラリア人の多くは、自らをキリスト教徒と名乗ります。オーストラリアではグッドフライデー、イースターサンデー、クリスマスデー等キリスト教関連の日は祝日となっています。しかしオーストラリアの政府は非宗教です。つまり公式の国家宗教はありません。オーストラリアでは、その慣習がオーストラリアの法を犯さない限り人々は自らが選ぶいかなる宗教をも自由に信仰することができます。

オーストラリアではキリスト教に加え、仏教、イスラム教、ヒンズー教、ユダヤ教その他多くの宗教が自由に実践されています。オーストラリア人は、宗教を信仰しないことも自由です。政府は宗教や信念にかかわらず市民を平等に扱います。こうした多種の宗教の構成により、オーストラリアは活気ある多文化社会 (a vibrant multicultural society) となっています。

ほとんどの宗教には規則がありますが、それらはオーストラリアでは法ではありません。例えば、離婚の過程は子供の養育権や財産分与も含めてオーストラリアの議会を通過した法に従わなければなりません。同時に複数の人物と結婚

するといった一部の宗教的または文化的慣習はオーストラリアの法に違反します（『新教則本日本語版』一八頁）。

宗教に関しての議論には、多宗教・多文化を認めるといっても一定の枠があることを具体的に示し、オーストラリアは一定の枠にはめられた多文化社会であることが強調されている。

次に、パート5「オーストラリアの道のり」の内容に注意してみたいが、まず、その目次を参照してほしい。

パート5「オーストラリアの道のり」目次

先住のオーストラリア人\*

言語\*

ドリーミングと先住民アート\*

オーストラリアの最初のヨーロッパ人

初期のヨーロッパ人による探検

囚人の移送

最初の植民地

入植初期\*\*

新たな機会

賢明なる総督

囚人としての伝統

ヨーロッパ人入植後の先住民\*

致命的な影響\*

歴史的出来事

内陸部の探検

入植者と開拓者

ゴールドラッシュ

スクオターと農夫

一八〇〇年代の移住

アボリジニ保留地

参政権

連邦

政党の誕生

一九〇一年移民制限法

第一次世界大戦、一九一四—一九一八年

※アンザック伝承物語（ガリポリでの夜明けの礼拝写真付一頁解説）

大恐慌、一九二九—一九三三年

第二次世界大戦、一九三九—一九四五年

リメンブランスデー

一九〇〇年代初頭の移民

戦後の難民

※スノーウィーマウンテンズ水力発電計画（ボックス記事一頁大移民労働者写真付き）

先住民の取扱い

移住—段階的な変化

受け入れ\*

先住民―変化の二〇年間\*

盗まれた世代への謝罪、二〇〇八年\*

まとめ

目次から理解できると思うが、先住民の住むオーストラリアに英国人が入植して白人オーストラリアが発展するという議論に加えて、先住民虐待の歴史や非英語系移民・難民の絶えざる流入が強調される内容になっている。ハワード政権の旧教則本より、民主主義オーストラリアの明るい歴史と虐殺と差別（白豪主義）の歴史がバランスよく並んでいることが分かる（先住民に関する項目には「\*」を付し、非英語系移民に関する項目については「\*」を付してある）。そして、パート5の冒頭五五頁の文章のなかにも多文化主義の語が登場し、民主主義・多文化社会オーストラリアへの歴史が描かれるようになっていく。パート5「オーストラリアの道のり」冒頭の文章は以下のとおりであるが、記述のなかで英国系植民者だけではなく、多様な文化的背景をもつ人々が入国して、国民の一部になっていることが明らかにされている。

本セクションのオーストラリアの歴史概要は、歴史を完全に網羅するものでは決してありませんが、この国とその文化を形作った出来事について紹介します。数千年もの間先住民の人々がこの土地に住まい、土地を守ってきました。一七八八年の第一船団の上陸により、先住民の世界は永遠に変わりました。過去二〇〇年の間、オーストラリアは多文化主義と和解 (multiculturalism and reconciliation) に向けての道のりにおいて平等と人権に関する多くの教訓を学んできました。私たちが成し遂げた改革により、あなたが今参加しようとしているオーストラリア社会は、誰もが社会に受け入れられ、尊重されていると感じる社会であることを意味します（『新教則本日本語版』五五頁を一部改訳した）。



次に多文化社会の文字が登場する文章は、パート5「オーストラリアの道のり」六九頁にある。ここでは、多文化主義政策という語は出てこないが、文化の多様性を積極的に承認する多文化社会を目指していることが論じられている。

#### 受け入れ

現在オーストラリアは、法という枠組みにおいて自分の信念を表現し、自分の文化的伝統に従う権利が尊重され、擁護されている多文化社会です。今日オーストラリアは、人種にかかわらず誰もが社会の一員であると感じることのできる、積極的な受け入れ政策を実施しています。同政策はオーストラリア文化のあらゆる局面にて浸透しています。幼児から大学までの教育カリキュラムに取組まれており、職場やサービス産業でも実施されています。

差別なく平等な扱いを受けるという全ての個人の権利は、オーストラリア人権委員会と、各州およびテリトリーの反差別機関によって擁護されています。人種差別は公然と非難され、法律上犯罪となっています。オーストラリアは調和と受け入れの多文化社会へと成長しました。移民、先住民、そしてオーストラリアで生まれたその他の人々が平和的に自らの目標を自由に追うことのできる国です。これまでの対立や憤りを過去のものとして区切りをつけることができる場所です（『新教則本日本語版』六九頁）。

オーストラリアの歴史については、「オーストラリアの道のり」の文章冒頭に示したように、白豪主義社会から脱却して多文化主義に基づく多文化主義社会に向かって歴史が動いたことが示されており、旧教則本とは大きく記述の仕方が変化している。そして、歴史のなかでは、先住民のオーストラリアの歴史と発展に対する貢献について記述するとともに、先住民に対する虐待についても記述されている。また、記述のなかで英国系植民者だ

けではなく、多様な文化的背景をもつ人々が入国して、国民の一部になっていることが明らかにされている。

旧教則本でも先住民に対する虐待については同じような文章が書かれているが、それは、歴史の流れを追った記述の後、別項目として論じられている。旧教則本の「オーストラリアの歴史」では、歴史の記述が第二次世界大戦直後で途切れた後、「経済と政治」、「スポーツ」、「国家」に記述が分断され、経済発展の歴史、スポーツの歴史、そして連邦形成の歴史が語られ、各項目内にも歴史上の人物が登場するようになっていく（ブラッドマンなどのスポーツ選手やローソンやパターンソン、メルバなどの文化人はここに登場する）。その後、改めて「アボリジニの人々」が続き、内容的には新教則本と似たような議論が書かれている。ラッド首相による謝罪は旧教則本出版以後のことなので論じられていないが、和解や謝罪に関する議論は登場しない。旧教則本では英国系入植者白人の歴史と先住民悲劇の歴史が分離して扱われているため、新教則本のような首尾一貫性と光と影の均衡への配慮はない。

結果として、一九九〇年代以降に激しくなった歴史論争 (historical debates) あるいは歴史戦争 (history wars) のなかで明らかになった、「白人中心の進歩史観」と「先住民民族への虐待や非白人移民への差別を明記し謝罪を求める謝罪史観」との違いが、二つの教則本を比較すると鮮明になってくる。後者の史観は、白人進歩史観を信奉する保守派白人から「喪章史観 (black armband history)」で「自虐的な歴史」であると非難されるものである。労働党主流派は後者の史観を採用する傾向が強いので、今回の新教則本にもそれが色濃く表れたといつてよい。また、先住民と非英語系移民・アジア移民に関する記述が増えただけでなく、太平洋戦争における日本軍によるオーストラリア兵に対する残虐な対応などについては、旧教則本より強調されているように思える（記述内容は新旧ともによく似ているがダンロップ氏が写真入りで別扱いコラムになっていることが影響しているようである）。なお、白人の歴史の記述は旧教則本との違いは少なく、アンザック伝承は特別大きく取り上げられている。内容は

似ていても、書き方（順序）によってずいぶん印象が異なっている。<sup>(11)</sup>

### (三) リベラル・シティズンシップと登場人物の異同について

なお、旧教則本の歴史に登場する人物の一覧と比較した結果を以下に掲載しておくが、旧教則本と新教則本を比較して判明することは、旧教則本では、人物が登場するのは歴史の部分が中心であったが、新教則本では、歴史を論じる道のりだけではなく、「今日のオーストラリア」の記述にも多くの人々が登場するので、登場人物は多彩になっていくだけでなく、先住民の画家やオーストラリアにおける先住権原 (native titles) の存続を最高裁で争ってマボ判決を勝ち取った、エディ・マボなども扱われており、新教則本の多文化社会の色合いが強まっている。なお、旧教則本では現代の著名オーストラリア人の多くはスポーツ選手とノーベル賞受賞者のみに限られており（「既述のように、歴史」記述に付属する項目のなかに現れる）、文化・芸術・学術面での登場人物は限られていたが、ハワード首相の個人的趣味が表れていたことがよくわかる。ただ、新教則本では、一九世紀後半から二〇世紀前半に活躍した白人小説家が歴史から外され、今日のオーストラリアの記述に移されているが、これは、オーストラリアの多文化社会化を強調するために意図的に移動されたとも考えられる。その分、白人進歩史観的な色合いは弱まっているといつてよいだろう。

また、新教則本では、旧教則本にはない「オーストラリアンズ・オブ・ザ・イヤー (the Australians of the Year)」が掲載され、一九六〇年以降の受賞者の一覧がある。五三名の受賞者中六名のアボリジニが受賞していることが分かり、アボリジニのオーストラリアへの貢献が理解しやすくなっている（女性は八名で、うち二名がアボリジニである）。同賞は、「優秀なオーストラリア人の業績と貢献を讃えて」きたものであり、「同賞には誰でも、どのような身分のオーストラリア人でもノミネートすることが出来」、そして、「受賞者は、卓越した業績を残し、

この国に奉仕した人々で」あると解説されている（『新教則本日本語版』四五―六頁）。ここにも多文化社会を強調しようとする新教則本の意図がうかがえる。人物についての解説は省くが、すべての登場人物を認識できる人物は日本のオーストリア研究者にも少ないであろう。

「オーストラリアの道のり」登場人物（\*印のついた人物は旧版にも登場）

先住のオーストラリア人（オーストラリア先住民、トレス海峡諸島民）

ウィレム・ヤンツ（Willem Janszoon）\*

ルイス・バエス・デ・トレス（Luis Vaez de Torres）\*

アベル・タスマン（Abel Tasman）\*

ウィリアム・デンピアーは（William Dampier）\*

キャプテン・ジェームズ・クック（Captain James Cook）（コラム＋写真付き）\*

英国王キング・ジョージ三世（King George III）\*

キャプテン・アーサー・フィリップ（Captain Arthur Philip）\*

ラクラン・マッコーリー（Governor Lachlan Macquarie）\*

キャロライン・チザム（Caroline Chisholm）（ボックス＋写真付き）\*

グレゴリー・ブラックスランド（Gregory Blaxland）\*

ウィリアム・チャールズ・ウェントワース（William Charles Wentworth）\*

ウィリアム・ローソン（William Lawson）\*

ルドウィヒ・ライカート（Ludwig Leichardt）\*

ロバート・オーハラ・バーク（Robert O'Hara Burke）\*

ウィリアム・ジョン・ウィルズ（William John Wills）\*

ヤンドウルワンダ族 (Yandruwandha)  
 ピーター・レイラー (Peter Lalor) \*  
 エデイス・コーワン (Edith Cowan) \*  
 イニッド・ライオンズ (Enid Lyons) \*  
 キャサリン・スペンス (Catherine Spence) (コラム+写真付き) \*  
 ピーター・ドッズ・マコーミック (Peter Dodds McCormick) \*  
 サー・ヘンリー・パークス (Sir Henry Parkes) \*  
 エドムンド・バートン (Edmund Barton) (写真付き) \*  
 ロバート・メンジース (Robert Menzies) \*  
 ウィリアム・ア・ケット (William Ah Ket) \*  
 ジョン・シンプソン・カークパトリック (John Simpson Kirkpatrick) (ボックス+写真付き) \*  
 ジョン・モナッシュ (General John Monash) \*  
 サー・チャールズ・キングスフォード・スミス (Sir Charles Kingsford Smith) (ボックス+写真付き) \*  
 サー・エドワード・ウェアリー・ダンロップ (Sir Edward 'Weary' Dunlop) (ボックス+写真付き) \*  
 アルバート・ナマジラ (Albert Namatjira) (ボックス+写真付き) \*  
 エディ・マボ (Eddie Koiki Mabo) (ボックス+写真付き) \*  
 ビクター・チャン (Dr Victor Chang) (ボックス+写真付き) \*

パート4「今日のオーストラリア」に登場する人物（旧版の「スポーツ」、「国家」に登場する人物たちである。前稿（関根、二〇一一）同様に「歴史」のなかに登場する人物として扱った）では旧教則本とは異なり、「みちのり」に登場する人物は減っているが、その分、別項目の「今日のオーストラリア」に多くが登場している。



- サー・ドナルド・ブラッドマン卿 (Sir Donald Bradman) (ボックス+写真付き、旧版歴史に登場)
- ジュデイス・ライト (Judith Wright) (ボックス+写真付き)
- ヘンリー・ローソン (Henry Lawson) (版歴史に登場)
- マイルス・フランクリン (Miles Franklin)
- パトリック・ホワイト (Patrick White)
- ピーター・キャリー (Peter Carey)
- コリーン・マッカラー (Colleen McCullough)
- ティム・ウイントン (Tim Winton)
- ケイト・ブランシェット (Cate Blanchett)
- ジェフリー・ラッシュ (Geoffrey Rush)
- ピーター・ウエアー (Peter Weir)
- トム・ロバーツ (Tom Roberts) (旧版歴史に登場)
- フレデリック・マッカビン (Frederick McCubbin) (旧版歴史に登場)
- アーサー・ストリートン (Arthur Streeton) (旧版歴史に登場)
- ラッセル・ドライズデール (Russell Drysdale)
- シドニー・ノーラン (Sidney Nolan) (旧版ノーベル賞受賞者一覧に登場)
- ブレット・ウィットリー (Brett Whiteley)
- サー・ロバート・ヘルプマン (Sir Robert Helpmann)
- メリル・タンカード (Meryl Tankard)
- ステイブ・ページ (Stephen Page)

フィオナ・ウッド教授 (Professor Fiona Wood)  
イアン・フレイザー教授 (Professor Ian Frazer)  
ティム・フラネリー教授 (Professor Tim Flannery)  
ジャン・チョウ博士 (Dr. Jian Zhou)  
ディック・スミス (Dick Smith) (ボックス+写真付き)  
キャサリン・ハムリン医師 (Dr Catherine Hamlin AC) (ボックス+写真付き)  
フレッド・ホロウズ教授 (Professor Fred Hollows) (ボックス+写真付き)  
イアン・ソープ (Ian Thorpe) (写真のみ)  
ジョシュア・B・ケネディ (Joshua Blake Kennedy) (写真のみ)  
ヴラディーミル・ヴェルビスキー (Vladimir Verbitsky) (写真のみ)

旧教則本の「歴史」に登場したが、今回は道のりと今日のオーストラリアにも登場しなかった人々(動物含む)。

ファアラップ (Phar Lap) (写真付き)  
フランシス・グリーンウェイ (Francis Greenway)  
ヒューバート・オッパマン卿 (Sir Hubert Opperman)  
ウォルター・リンドラム (Walter Lindrum)  
フランク・セッジマン (Frank Sedgman)  
ケン・マグレガー (Ken McGregor)  
ルー・ホード (Lew Hoad)  
ケン・ローズウォール (Ken Rosewall)  
マーガレット・コート (Margaret Court)

イボン・グーラゴン (Evonne Goolagong)  
ロッド・レイバー (Rod Laver)  
キャシー・フリーマン (Cathy Freeman)  
A・B (バンジョー) パターソン (Andrew B. (Banjo) Paterson)  
ルイーザ・ローソン (Louisa Lawson)  
ネリー・メルバ女史 (勲爵士) (Dame Nellie Melba)  
ナンシー・バード・ウォルトン (Nancy Bird Walton)  
ジョゼフ・バンクス (Joseph Banks)  
チャールズ・アルム (Charles Ulm)  
チャールズ・オコナー (Charles O'Connor)

旧教則本では、保守系のバートン連邦初代首相が二回登場している。確かに連邦の父といわれる人物ではあるが、同時に「白豪主義」導入の主導者でもあることから、今回は一度のみの登場になったのであろう。ただし、最後まで白豪主義を維持しながらもアジア・太平洋国家化の先駆け的役割を果たしたとして保守系メンジーズ首相が、代わりに登場しているというのも変化の表れかもしれない。

練習問題は、試験対象セクションの最後に、シティズンシップ・テストの準備に役立つ二〇問の練習問題として掲載されているが、それは以下の通りになっている。ハワード政権のシティズンシップ・テストにはブラッドマンの名前を問うものもあったが、新教則本の練習問題にはアンザックデーのみ登場する。これもオーストラリア国家アイデンティティ成立の重要なシティズンシップ関連事項として扱われているものである（『新教則本日本語版』三四―三五頁）。

練習問題

オーストラリアとその国民

1. アンザックデーは何を記念する日ですか？
    - a. オーストラリア・ニュージージランド連合軍によるトルコのガリポリ上陸。
    - b. 英国からの最初の自由移住者の到着。
    - c. 第一船団のシドニー湾上陸。
  2. オーストラリアのアボリジニ旗の色は？
    - a. 黒、赤、黄色。
    - b. 緑、白、黒。
    - c. 青、白、緑。
  3. 連邦政府の財産を示すオーストラリアの公式シンボルはどれですか？
    - a. 国歌。
    - b. オーストラリアの国花。
    - c. 連邦政府紋章。
- オーストラリアにおける民主主義の信念、権利、自由
4. オーストラリアの政治制度に関する次の文章のうち、正しいのはどれですか？
    - a. オーストラリア女王がオーストラリア議會を構成する人々を選出する。
    - b. 政府は人々によって選ばれる。
    - c. 首相が下院議員を選ぶ。
  5. 次のうち、言論の自由の例はどれですか？
    - a. 人々は政府の決定に対して平和的に抗議することができる。
    - b. 裁判所で男女は平等に扱われる。
    - c. オーストラリア人は宗教を信仰しない自由を有する。
  6. オーストラリアの政府に関する次の文章で正しいのはどれですか？
    - a. 政府は特定の宗教を認めない。
    - b. オーストラリアの政府は非宗教である。
    - c. 宗教法は議會が可決する。
  7. 次のうちオーストラリアにおける平等の例はどれですか？

- a. 誰もが同じ宗教を信仰する。 b. 男女は同じ権利を有する。 c. 誰もが同じ政党に属する。
8. 次のうち一八歳以上のオーストラリア人の責任はどれですか？
  - a. 地方自治体の会議に出席する。 b. 選挙で投票する。 c. 有効なオーストラリアのパスポートを持つ。
9. 次のうち一八歳以上のオーストラリア人の責任はどれですか？
  - a. 地域社会への奉仕活動をする。 b. パスポートを常に携帯する。 c. 要請があつた場合には陪審員任務を果たす。
10. パスポートに関する次の文章で正しいのはどれですか？
  - a. オーストラリア市民はオーストラリアのパスポートを申請できる。 b. 永住者はオーストラリアのパスポートを保有できる。 c. オーストラリア市民がオーストラリアに帰国するためにパスポートとビザが必要である。

# オーストラリアの政治と法

11. オーストラリアの選挙での投票に関する次の文章のうち正しいのはどれですか？
  - a. 人々はこの候補者に投票しても自由であり安全である。 b. 投票は挙手で行われる。
  - c. 人々は投票の際自分の名前を記入しなければならない。
12. 一九一〇年一月にオーストラリアで起きた出来事は何ですか？
  - a. オーストラリア憲法がレファレンダムにより改正された。 b. オーストラリア憲法が施行された。
  - c. オーストラリア・ニュージールランド連合軍が形成された。
13. オーストラリアの政治についての規則を定めた法律文書の名前は何か？
  - a. オーストラリア連邦。 b. オーストラリア・コモンウェルス。
  - c. オーストラリア憲法。
14. レファレンダムとは何ですか？
  - a. 政権を変えるための投票。 b. オーストラリア憲法を変えるための投票。 c. 首相を変えるための投票。



15. 政府のどの部門が法を解釈し適用する権限を持っていますか？  
a. 立法。 b. 行政。 c. 司法。
16. 次のうち総督の役目はどれですか？  
a. 州首相を任命する。 b. 国会を通過した法案に署名する。 c. 国家元首を指名する
17. 州政府に関する文章で正しいのはどれですか？  
a. 全ての州は同じ憲法を持つ。 b. 各州が独自の憲法を持つ。 c. 州は憲法を持たない。
18. 下院で二番目に多い議席を獲得した政党もしくは連立に与えられる名称は何ですか？  
a. 政府。 b. 野党。 c. 上院。
19. 議会で法律を作るための提案の名前は何か？  
a. 国王の裁可。 b. 議案。 c. 討議。
20. オーストラリアで平和と秩序を維持するのは誰ですか？  
a. 公務員。 b. 警察。 c. 弁護士。

### おわりに

本稿では、ラッド政権によるシティズンシップ・テスト改訂の経緯と、その結果をみるための新旧教則本の比較を試み、エスニック（英国的オーストラリア）・シティズンシップ・テストから、リベラル（多文化オーストリア）・シティズンシップ・テストへの変化を読み取った。このシティズンシップ・テストと教則本改訂の後に、オーストラリア多文化問題諮問委員会（Australian Multicultural Advisory Committee）の『オーストラリアの人々』報告書（AMAC, 2010）が刊行され（二〇一〇年四月）、政府の応答（DIAC, 2011b）と『オーストラリアの

人々——オーストラリア多文化政策』が発表されることになるが(二〇一一年二月)、その経緯と報告書や具体的な政策に関しての検討は次の稿の課題としたい。

(1) 今回のオーストラリアの多文化政策・多文化主義に関しては、それは「継続」なのか、「復活」なのかはつきりしない。これは白豪主義の時と同様に連邦政府は白豪主義の終焉については何も述べていないからであり、多文化主義の終焉についても述べていないからである。今回の動きをバウエン大臣は「継続」とみなしているようだが、政策発表に関するABCニュースは「復活 (revival)」を使っている (ABC News “New policy to continue ‘genius’ multiculturalism, Feb 16, 2011, <http://www.abc.net.au/news/stories/2011/02/16/3140912.htm>)。『Age 新聞 (February 17, 2011)』は「再生 (rehabilitation)」(Kirsty Needham, “Bowen begins the rehabilitation of multiculturalism”, <http://www.theage.com.au/national/bowen-begins-the-rehabilitation-of-multiculturalism-20110216-lawoc.html>) を使い一度終わっているかのような記事タイトルである。なお、一部に復活を熱烈歓迎する国民がいるが、全体的には反応の少ない出来事であったことは否定できない。

(2) 例えば、英国を事例としているものであるが McGhee (2008) 参照。あるいは Joppke (2004) ‘Castles and Miller (2009 ≡ 二〇一一) においても、世界的な多文化主義の後退が論じられている。なお、本当に多文化主義は死んだのか、という観点から批判的に多文化主義終焉論を見直すものとしては (Pitcher, 2009) ‘あるいは Elias (2009) などがある。これらは、多文化主義の後退を否定しないが、どのような多文化主義が死んだのかを考える必要を指摘している。多文化主義の後退と同化主義への回帰を論じるものとしては、Joppke and Morawska (2003) がある。

(3) これらについては関根 (二〇〇四、二〇一〇a) ‘社会的結束については Jupp and Nieuwenhuysen (2007) 所収の各論文を参照願いたい、クロヌラ騒動については Collins (2007) と Poynting (2006) を参照のこと。

(4) 文化多様性・社会的結束プログラムは、ハワード政権によって導入されたものであり、それは一九九八年に導入された「平和な暮らしプログラム (the ‘Living in Harmony’ program)」を継続させたものであった(二〇〇九年よ

り現名称へ変更)。その基本目的は、NGOやコミュニティ組織への支援を中心としたものであり、すべての人々への尊敬と公正な対応、帰属意識を促進させ、オーストラリア人の生活を助けるものとしている。それは、連邦政府の文化多様性への主要な対応政策を構成するものであり、その主要目的は、以下の通りである (DIAC, *The Diversity and Social Cohesion Program*, <http://www.harmony.gov.au/dscp/> accessed 25 January, 2011, 強調は原文)。

主要目的

- ① 互いの文化的、人種・宗教的違いにかかわらずすべてのオーストラリア人が相互に尊敬しあうことができること、
- ② すべての人々が公正に扱われ、相互交流を促進し、互いの背景の違いや生活欲求の違い、好みの違いを理解しつづ対応することを目的とする。
- ③ すべてのオーストラリア人が、オーストラリア社会に公平に参加できる機会を与え、互いの権利と責任を理解し、社会の一員であることを理解する。
- ④ すべての人が帰属意識をもち、コミュニティ活動に積極的に参加しオーストラリア人としてのアイデンティティを共有できるようにする。
- ⑤ 文化多様性のある社会に住むことによる利益を享受する。
- ⑥ 文化・宗教的に苦勞を背負っているコミュニティを助けることができる文化的に多様な社会をつくる。
- (5) オーストラリアが海外からの脅威に注目するのは、一九世紀よりの伝統である。この点については Burke (2008) を参照。また、過去からの対外脅威に対する不安、現在の脅威とオーストラリア的価値と結び付けてハワードが政権の防衛・外交・移民政策をどのように正当化したかについては Holland (2010)、O'Neil (2011)、を参照のこと。
- (6) 三四個の勧告への連邦政府の応答は、Commonwealth of Australia (2008) を参照。
- (7) シティズンシップ・テスト実施までの秘密主義に加え、デイスカッション・ペーパーへの意見書の六〇%が、シティズンシップ・テストを支持していたとする議論への疑問もある。テストの秘密性とテスト方法の選択肢の可能性がなくなったこと、シティズンシップ・テストへの支持率への疑義については (Farrell 2010: 177-182) を参照。
- (8) 当初より身体障害者 (People with a disability) への補助者を付けることは認められていたが、現行のシティズ

ンシップ・テストでは、コンピュータ・リテラシーに弱くかつ英語力不足の人 (people with low levels of English literacy skills) への補助者の付き添いも認められるようになっていた。ただし、このサービスを受けるには受験者が成人英語教育プログラム (AMEP) のプログラムで四〇〇時間の講習を受けている必要がある (DIA ホームページ ([http://www.citizenship.gov.au/learn/cit\\_test/about\\_test/](http://www.citizenship.gov.au/learn/cit_test/about_test/) 参照))。

(9) 王党派のハワード首相の多文化主義嫌いは有名であるが、オーストラリア的価値中心の社会統合と社会的結束を求めようとする、そのイデオロギーあるいは政治的指向の特質と変化については、Fozdar and Spitles (2009)、Tate (2009)、Johnson (2002, 2007, 2011) を参照してほしい。また、Holland (2010)、O'Neil (2011) も参照されたい。なお、ハワード政権の蔵相だったコストロの同時期のスピーチ (Costello, 2006) も比較参照してほしい。

(10) シティズンシップの特性としては、特殊主義的でエスニックあるいはナショナルな特性を強調し、権利より責任・義務を強調する共和主義的なものと、普遍主義的でリベラルでコスモポリタン的特質を強調し責任・義務よりは権利・特権を強調する自由主義的なものがある。ハワードの主張は前者に相当し、ラッドの主張は後者に相当する。この比較はあくまでも相対的なものだが、シティズンシップ (市民権) の特性の歴史的变化については Heater (1999 = 二〇〇三) を参照。筆者もオーストラリアのシティズンシップについて論じたことがあるので参照されたい (関根、二〇〇九)。

(11) 歴史戦争とは文化戦争の一部であり、白人壮年男性異性愛者家族中心進歩史観に基づく政治・社会・文化秩序における一元主義と、多文化両性平等多様な家族指向の革新的価値に基づく政治・社会・文化秩序の多様性とを両極においた歴史間の対立である。この点については Macintyre and Clark (2003) を参照してほしい。

## 参考文献

- ABC 7.30 Report (2011), *Multiculturalism back on the agenda* (<http://www.abc.net.au/7.30/content/2011/s3141868.htm> accessed 17 February, 2011).
- Australian Multicultural Advisory Council : AMAC (2010), *The People of Australia* ([http://www.immi.gov.au/about/stakeholder-engagement/\\_pdf/people-of-australia.pdf](http://www.immi.gov.au/about/stakeholder-engagement/_pdf/people-of-australia.pdf) accessed 5 May, 2010).

- Bowen, Chris (2010), *Multicultural body reappointed for second term: Joint Media Release with Senator Chris Evans Minister for Immigration and Citizenship and Laurie Ferguson MP, Parliamentary Secretary for Multicultural Affairs and Settlement Services* (<http://www.minister.immi.gov.au/media/media-releases/2010/ce10054.htm> accessed 10 July, 2010).
- Bowen, Chris (2011), *The Genius of Australian Multiculturalism: Address to the Sydney Institute* (<http://www.minister.immi.gov.au/media/cb/2011/cb159251.htm> accessed 17 February, 2011).
- Burke, Anthony (2008), *Fear of Security: Australia's Invasion Anxiety*, Melbourne: Cambridge University Press.
- Castles, Stephen and Mark J. Miller (2009), *The Age of Migration: International Population Movements in the Modern World (4th Edition Revised and Updated)*, Basingstoke: Palgrave Macmillan (= 関根政美・薫編訳 11011 『国際の移民の時代 (第四版)』名古屋大学出版会).
- Collins, Jock (2007), "The landmark of Cronulla", in Jupp and Nieuwenhuysen eds.: 61-69.
- Commonwealth of Australia (2008), *Australian Citizenship Test Review Committee Recommendations and Government Responses*, Canberra: Commonwealth of Australia.
- Commonwealth of Australia (2007), *Australian Citizenship Act* ([http://www.austlii.edu.au/au/legis/cth/consol\\_act/aca2007254/preamble.html](http://www.austlii.edu.au/au/legis/cth/consol_act/aca2007254/preamble.html) accessed 27 December, 2010).
- Cox, Lloyd (2010), "The Value of Values? Debating Identity, Citizenship and Multi-culturalism in Contemporary Australia", in Slade and Möllering eds.: 77-97.
- Costello, Peter (2006), "Worth Promoting, Worth Defending Australian Citizenship, What It Means And How To Nurture It" (Address to the Sydney Institute, Thursday, 23 February 2006 (<http://www.treasurer.gov.au/DisplayDocs.aspx?doc=speeches/2006/004.htm&pageID=005&min=phc&Year=2006&DocType=1>).
- Department of Immigration and Citizenship: DIAC (2011a), *The People of Australia: Australia's Multicultural Policy* ([http://www.immi.gov.au/media/publications/multicultural/pdf\\_doc/people-of-australia-multicultural-policy-booklet.pdf](http://www.immi.gov.au/media/publications/multicultural/pdf_doc/people-of-australia-multicultural-policy-booklet.pdf) accessed 16 February, 2011).



- Department of Immigration and Citizenship: DIACb (2011b), *The Response to the Recommendations of the Australian Multicultural Advisory Council in The People of Australia*, Canberra: Commonwealth of Australia Government ([http://www.immi.gov.au/media/publications/multicultural/pdf\\_doc/amac-response-to-recommendations.pdf](http://www.immi.gov.au/media/publications/multicultural/pdf_doc/amac-response-to-recommendations.pdf) accessed 16 February, 2011).
- Department of Immigration and Citizenship: DIAC (2010), *The People of Australia: the Australian Multicultural Advisory Council's statement on cultural diversity and recommendations to government* (<http://www.immi.gov.au/about/Stakeholder-engagement/pdf/people-of-australia.pdf> accessed 5 May, 2010).
- Department of Immigration and Citizenship: DIAC (2008), *Australian Citizenship: Our Common Bond* ([http://www.citizenship.gov.au/learn/cit\\_test/\\_pdf/Australian-citizenship-nov2009.pdf](http://www.citizenship.gov.au/learn/cit_test/_pdf/Australian-citizenship-nov2009.pdf) accessed 3 November, 2008).
- Department of Immigration and Citizenship: DIAC (2007), *Becoming an Australian Citizen* ([http://www.citizenship.gov.au/learn/cit\\_test/\\_pdf/citiz-booklet-full-ver.pdf](http://www.citizenship.gov.au/learn/cit_test/_pdf/citiz-booklet-full-ver.pdf) accessed 1 November, 2007).
- Farrell, Emily (2010), "Do I feel Australian? No You Tell Me: Debating the Introduction of the Australian Formal Citizenship Test", in Slade and Möllering eds: 164-187.
- Fleras, Augie (2009), *The Politics of Multiculturalism: Multiculturalism governance in Comparative Perspective*, Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Fozdar, Farida and Brian Spittles (2009), "The Australian Citizenship Test: Process and Rhetoric", *Australian Journal of Political Science*, 55 (4): 496-512.
- Heater, Derek (1999), *What is Citizenship?* Cambridge, UK: Polity Press (=田中俊郎・関根政美訳 二〇〇三『市民権』岩波書店).
- Holland, Jock (2010), "Howards War on Terror: A Conceivable, Communicable and Coercive Foreign Policy Discourse", *Australian Journal of Political Science*, 55 (4): 648-661.
- Howard, John (2006), "A sense of balance: The Australian Achievement in 2006" (a transcript of the Address to the National Press Club by Prime Minister 25 January, 2006) (<http://australianpolitics.com/2006/01/25/john-howard>



australia-day-address.html).

Johnson, Carol (2011), "Heteronormative Citizenship: The Howard Government's View on Gay and Lesbian Issues", *Australian Journal of Political Science*, 38 (1): 45-62.

Johnson, Carol (2007), "John Howard's 'Values' and Australian Identity", *Australian Journal of Political Science*, 42 (2): 195-209.

Johnson, Carol (2002), "The Dilemmas of Ethnic Privilege: a Comparison of Constructions of 'British', 'English' and 'Anglo-Celtic' identity in Contemporary British and Australian Political Discourse", *Ethnicities*, 2 (2): 163-188.

Joppke, Christian and Ewa Morawska (2003), *Toward Assimilation and Citizenship: Immigrants in Liberal Nation-States*, Basingstoke: Palgrave Macmillan.

Joppke, Christian (2004), "The retreat of multiculturalism in the liberal state: theory and policy", *British Journal of Sociology*, 55 (2): 237-257.

Jupp, James and John Nieuwenhuysen with Emma Dawson eds. (2007), *Social Cohesion in Australia*, Port Melbourne: Cambridge University Press.

Macintyre, Stuart and Anna Clark (2003), *The History Wars*, Carlton, Vic.: Melbourne University Press.

McGhee, Derek (2008), *The End of Multiculturalism ? : Terrorism, Integration and Human Rights*, Berkshire, England: Open University Press and McGraw-Hill Education.

Möller, Martina and Linda Silaghi (2010), "From Earning the Privilege of Citizenship to Understanding its Responsibilities: An Update on Australian Citizenship Testing", in Slade and Möller eds.: 236-255.

O'Neil, Andrew (2011), "Conceptualising Future Threats to Australia's Security", *Australian Journal of Political Science*, 56 (1): 19-34.

Pitcher (2009), *The Politics of Multiculturalism: Race and Racism in Contemporary Britain*, Basingstoke: Palgrave Macmillan.

Poynting, Scott (2006), "What caused the Cronulla riot?" *Race & Class*, 48 (1): 85-92.

関根政美 (二〇一〇 a) 「白豪主義終焉からシティズンシップ・テスト導入まで——多文化社会オーストラリアのガバナンス——」『法学研究』八三卷二号——三八頁。

関根政美 (二〇一〇 b) 「公定多文化主義から日常多文化主義へ」『民博通信』一三〇号二二——二三頁。

関根政美 (二〇〇九) 「多文化社会オーストラリアのシティズンシップ・テスト (特集 政治参加と市民教育)」『学術の動向』一四 (一〇) 二二——二五頁。

関根政美 (二〇〇四) 「多文化交錯社会オーストラリアの市民意識の動態」『法学研究』七七卷一号四五——七五頁。

Slade, Christina (2010), "Shifting Landscapes of Citizenship", in Slade and Möllering eds.: 3-23.

Slade, Christina and Martina Möllering eds. (2010), *From migrant to Citizen: Testing Language, Testing Culture*, Basingstoke: Palgrave Macmillan.

Tate, John William (2009), "John Howard's Nation: Multiculturalism, Citizenship, and Identity", *Australian Journal of Politics and History*, 55 (1): 97-120.

Woolcott, Richard (2008), *Moving Forward...Improving Pathways to Citizenship: A report by the Australian Citizenship Test Review Committee*, Canberra: Commonwealth of Australia.